

“やおつ”を支えるかけがえのない税金



シリーズ② ～許しません！ 滞納！！～

先月号では、税金の大切さと使い道、さらに八百津町の滞納の状況についてお話ししました。今回は、滞納を少しでも減らしていくため、町がこれから進めていく取り組みについてお知らせします。

1. 延滞金がかかります

税金を納期限内に納めなかった場合、納期限内に納付した方との公平性を図るため、延滞金が加算され徴収されます。延滞金は、9.2%の割合を乗じて計算されます（ただし、納期限の翌日から1か月を過ぎるまでの期間は、年2.9%です。この利率は平成26年1月1日から改められる予定の利率です）これは、銀行預金などの利息よりもはるかに高い率で、放っておくととても大きな額になってしまいます。また、延滞金は本税と同様、必ず納めなければならないお金です。

2. 滞納を放置すると損をすることばかり…

納期限内に納めなかった場合、納期後20日以内に督促状が送られ、督促手数料（100円）を支払う必要が出てきます。また、納期限を過ぎると延滞金の計算が始まり、日数に応じて延滞金がかかってきます。

督促状を送付してもなお納められない場合は、文書等で催告をしますが、それでも納めていただけない場合は、財産の処分に至ることがあります。納められるのに納めていただけない方や、催告をしても納税相談にも来ていただけない誠意のない滞納者には、財産（給与・預貯金・土地建物・生命保険・自動車など）を差押えし、滞納している町税等に充当するなどの滞納処分を行うことになっています。

これは、厳しい経済状況の中でもちゃんと納めていただいている方がみえる以上、こうした方との公平性を踏まえて厳正に対処すべきであると考えからです。

■ 滞納処分の流れ ■

